

5 監 査 第 4 4 号  
令 和 5 年 5 月 3 1 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 高 桑 敏 直

同 近 藤 裕 人

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
（通知）

令和5年4月19日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年4月19日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年5月2日付けで提出された事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

#### 1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県総務局総務部法務文書課職員、愛知県教育委員会事務局職員、愛知県警察本部職員及び愛知県監査委員事務局職員

#### 2 請求の対象となる財務会計行為

- (1) 虚偽公文書である愛知県訟務年報（以下「訟務年報」という。）を公費で作成し、愛知県公文書館（以下「公文書館」という。）の開架室で自由に閲覧させ続けている。
- (2) 虚偽公文書を閲覧させるために、職員が3人、公文書館に在籍している。
- (3) 監査委員事務局に訟務年報の訂正を申し入れたが返答がないので、監査委員事務局職員は職務を怠っている。

#### 3 当該行為が違法・不当である理由

- (1) 訟務年報を確認したところ、内容が訴状と違っていた。法務文書課、教育委員会事務局及び警察本部に訂正を申し入れたが、訂正しないなどと言われた。故意的であるので虚偽公文書である。
- (2) 虚偽公文書について監査で指摘し訂正させないのは、監査委員事務局の怠慢である。

#### 4 請求する措置

- (1) 虚偽公文書を閲覧させ続けている公文書館の職員3人の給与の愛知県への返還。
- (2) 職務怠慢の監査委員事務局職員の給与の愛知県への返還。
- (3) 公文書館のある愛知県自治センターは地上12階地下3階なので、平均値では一概に7階フロアの価額は出せないと思うが、 $2,661,223,473 \text{ 円} \div 15 = 177,414,898 \text{ 円}$ を開架室資料数で割った金額の愛知県への返還。

### 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又

は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求人は、訟務年報の内容と訴状に違いがあり、訂正を申し入れたにもかかわらず訂正されなかったことから、訟務年報は虚偽公文書であると主張している。しかし、訟務年報は、訴訟事件を要約記載しているにすぎないことからすれば、請求人の訴状どおりの記載でなかったとしても、それが直ちに虚偽公文書であるとは到底言えない。請求人の主張は、訟務年報の記載内容に対する個人的な見解を述べているにすぎず、財務会計上の行為の違法又は不当である旨の指摘としては明らかな失当であり、その失当な主張を前提とした各職員に対する請求は、これを審査するまでもない。

### 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。